

子ども・子育て支援対策調査特別委員会 報告資料

令和8年1月26日

報告事項件名	頁
1 「足立区子ども・若者計画」（案）策定とパブリックコメントの実施について・・	2

(政策経営部)

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和8年1月26日

件 名	「足立区子ども・若者計画」（案）策定とパブリックコメントの実施について
所管部課名	あだち未来創造室 子どもの貧困対策・若年者支援課
内 容	<p>「足立区子ども・若者計画」の（案）策定とパブリックコメントの実施について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 計画の策定について 【別添資料「（案）」参照】</p> <p>「未来へつなぐ あだちプロジェクト 第2期足立区子どもの貧困対策実施計画（令和2年度～令和7年度 ※）」の計画期間満了に伴い、こども基本法に基づき、令和8年度を計画初年度として令和12年度までの5年間を見据えた新たな計画を策定する。</p> <p>※ 終期を令和6年度から令和7年度に1年延長（6年間の計画）</p> <p>2 計画の名称について</p> <p>(1) 最終案 足立区子ども・若者計画 ~未来へつなぐあだちプロジェクト~</p> <p>(2) 最終案に至った経緯・理由</p> <p>ア 若者が「当事者であることを意識できる」計画名称とする</p> <p>(ア) 令和6年8月以降、計5回に渡って足立区こども計画審議会（以下、審議会）で「足立区こども計画」の策定に向けて議論し、進捗等を議会報告してきた。</p> <p>(イ) 案作成の過程で、「こども」の表現や響きが就学前児童や小・中学生の「幼い存在」をイメージさせがちであり、高校生世代以上の「若者」の当事者意識につながらない懸念があるのではないかと考え、改めて検討した。</p> <p>(ウ) 「子ども・若者計画」とすることにより、高校生世代以上の「若者」も本計画の対象であることを明確に伝えていく。</p> <p>※ こども基本法やこども大綱の「こども」は、義務教育終了後の若者も広く対象とするという意味がある。法律の本文中で「特定の個人」や「一人の人間」として実体を指す場合は「子ども」としている。</p> <p>※ こども基本法では、「子ども・若者」の年齢は定義されていないが、本計画では0歳から15歳を「子ども」、16歳から概ね29歳までを「若者」と定義した。ただし、障がい者支援等はライフステージに関わらず幅広い年齢層を対象として施策・事業を展開する。</p>

イ 「未来へつなぐあだちプロジェクト」の継続使用
 (ア) 本計画は、区がこれまで取り組んできた「子どもの貧困対策実施計画」をベースに、さらに「子ども・若者施策」に取り組んでいくための計画である。
 (イ) フレーズおよびロゴを継続して使用することにより、これまでの取り組みや想いを引き継いでいく。

【ロゴデザイン】



3 基本理念について

(1) 最終案

すべての子ども・若者のウェルビーイングを
ともに考え、ともに進む、アダチ。

～生まれ育った環境に左右されない未来に向かって～

(2) 最終案に至った経緯・理由

ア 審議会での議論（第4回まで）

審議会において、以下の基本理念（案）が議論された。

『子ども・若者のウェルビーイングをともに考え、生まれ育った環境に左右されない未来に向かって、ともに進むアダチをつくっていく』

イ 若者（当事者）の意見聴取

都立青井高校において、「アダチ若者会議～こども計画編～」を実施し、基本理念（案）等について意見を聴いた。

【主な意見】

(ア) 足立区の理念が見えてくるので好きです

(イ) 文章の順番を入れ替えたほうがいい（「ともに」が離れているなど）

(ウ) 書いていることが多い。パッと見たときに理解できなかった

(エ) ウェルビーイングの意味がわからないのではないか

ウ 第5回審議会（最終回）での議論

高校生の意見を受けて、以下の（案）が最終提案された。

『生まれ育った環境に左右されない未来に向かって、子ども・若者のウェルビーイングをともに考え、ともに進むアダチをつくっていく』

エ 区としての最終案

審議会での基本理念（案）をベースとしつつ、高校生の「初見の印象」に関する意見を参考に最終調整した。

4 柱立て・視点等について

(1) 計画の「3つの柱立て」

- 【柱1】すべての子ども・若者の生き抜く力を育む
- 【柱2】安心して子どもを産み育てられる環境を充実させる
- 【柱3】地域全体で子ども・若者の成長を支える

(2) 計画において必要な「3つの視点」

- 【視点1】子ども・若者等の「意見表明と参画機会」の創出
- 【視点2】必要とする人に「伝わる情報発信」
- 【視点3】多様なニーズや課題に応じた「切れ目ない支援」

(3) 今後「強化」または「新たに取り組む」事項

審議会から、昨今の社会状況を踏まえた課題についても意見があつたため、施策や事業として位置付けて取り組んでいく。

- ア 外国にルーツを持つ子どもや家庭の支援の充実
- イ 子ども・若者の命を守る教育と支援
- ウ 経済的に困難な世帯へのより手厚い支援
- エ 家庭や学校以外の「第3の居場所」の確保
- オ 地域全体で子ども・若者の成長を支える仕組みの構築

5 子ども・若者計画策定までのスケジュール（予定）

時期	内容
令和8年1月27日～2月26日	子ども・若者計画（案）のパブリックコメント実施
令和8年3月	パブリックコメントの結果を子ども・子育て支援対策調査特別委員会に報告
令和8年4月	子ども・若者計画策定を子ども・子育て支援対策調査特別委員会に報告

(1) パブリックコメントの周知方法

- ア あだち広報1月25日号
- イ 区ホームページ、A-メール、公式LINE、X（旧Twitter）、Facebookなど
- ウ 足立区こども計画審議会委員への個別周知

(2) 資料の配布方法

- ア 区ホームページへの掲載
- イ 子どもの貧困対策・若年者支援課での閲覧及び配布
- ウ 区民事務所、中央図書館、区政情報課での配布

6 今後の方針

足立区子ども・若者計画策定の進捗は、引き続き、子ども・子育て支援対策調査特別委員会において報告を行っていく。